

平成28年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	小牧市介護保険事業特別会計繰出金				担当部	健康福祉部				
	会計区分	一般会計		事業類型	法定受託系事業	担当課	介護保険課				
	事業期間	平成12年度以前		～	平成31年度以降		担当係	保険資格係			
	総合計画 新基本計画	施策等	2 保健・福祉		11 保険・福祉医療		2 健全な介護保険制度を運営します				
			重点事業		実施計画事業	○					
	予算区分	款	3	項	2	目	4	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	介護保険法第124条									
	目的	何・誰を対象に	介護保険事業								
		どの様な状態にするのか	介護給付費に対する法定負担分と保険料で賄うことができない事務費を介護保険事業特別会計へ繰り出し介護保険事業の健全な運営を図る。								
	内容(手段) 目的達成のため どのような事業 を実施したか	<p>介護給付費及び地域支援事業に対する法定負担分と保険料で賄うことができない事務費用を一般会計から介護保険事業特別会計に繰出金として支出する。 (法定負担割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険給付費に要する費用(介護特会歳出2款総額)の12.5%、</li> <li>・地域支援事業費の内介護予防事業費(介護特会歳出3款1項総額)の12.5%、</li> <li>・地域支援事業費の内包括的支援事業費・任意事業費(介護特会歳出3款2項総額)の19.5%</li> </ul> <p>繰り入れた翌年度に、充当した事業の決算額に基づき精算する。</p> <p>介護保険の資格管理、保険料賦課・徴収事務、要介護認定調査事務、介護認定審査会運営事務、介護給付費の支払・チェック、介護事業者の指導等を行った。</p> <p>◆27年度直接経費の内訳 介護保険事業特別会計繰出金 (908,298千円) 国4,957,500円 県2,478,750円</p> <p>◆28年度直接経費の内訳 介護保険事業特別会計繰出金 (1,114,644千円) 国4,845,000円 県2,422,000円</p> <p>※平成28年度は、低所得者の介護保険料の負担を軽減するために、国が定めた軽減分の財源を公費(国1/2、県1/4、市1/4)で負担する。</p>									
受益者負担	無										

コスト			単位	H25決算額	H26決算額	H27決算額	H28予算額
	費用	直接経費		千円	842,959	902,326	908,298
正職員		従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
		人件費	千円	550	550	550	550
その他職員		従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
		人件費	千円	0	0	0	0
費用合計		千円	843,509	902,876	908,848	1,115,194	
対前年比		%		107.0	100.6	122.7	
財源	一般財源		千円	843,509	902,876	901,412	1,107,927
	国・県支出金		千円	0	0	7,436	7,267
	その他財源		千円	0	0	0	0

業 績	活動指標名		単位	H25	H26	H27	H28
	サービス受給者数	人	目標	—	—	—	—
			実績	3,342	3,556	3,673	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H25	H26	H27	H28
サービス受給者1人当 たりの事業費	千円	目標	—	—	—	—	
		実績	1,749	1,745	1,732		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成27年度の実施結果	事業の達成状況	介護給付費に対する法定負担分と保険料で賅うことができない事務費への繰り出しを行うことにより、介護保険事業の健全な運営を図ることができた。	
		事業実施における課題	高齢化が進むことで、年々介護事業費が増大している。	
		基本施策の展開方向の目的に対する影響(貢献等)	基本施策で目的としている保険制度の健全かつ安定的な運営を図ることができる。また、法律で負担が義務付けられているものであり、市としての責任を果たすことができる。	
	平成28年度の改善内容	28年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	平成27年3月に策定した第6次小牧市高齢者保健福祉計画に基づき、「質が高く安定した介護保険事業運営」ができるよう、介護サービスの質的向上、介護サービス提供事業者への支援、介護サービスと介護基盤の整備等の推進を図る。 また、利用者への給付費通知の送付やサービス事業者に対する実地指導など給付の管理、適正化を図る。	
平成29年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)	
	判定理由	法律で負担が義務付けられている事業であり、市としての責任を果たす意味で、継続して実施していかなければならない。		
	29年度以降の改善案	平成27年3月に策定した第6次小牧市高齢者保健福祉計画に基づき、「質が高く安定した介護保険事業運営」ができるよう、新日常生活支援総合事業の運営、介護サービスの質的向上、介護サービス提供事業者への支援、介護サービスと介護基盤の整備等の推進を図る。 また、利用者への給付費通知の送付やサービス事業者に対する実地指導など給付の管理、適正化を図る。		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。